

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>(不動産取得税の申告書等の様式)</p> <p>第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p>	<p>(不動産取得税の申告書等の様式)</p> <p>第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p>						
<table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead></table>	条 項	書類の様式	様式番号	<table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead></table>	条 項	書類の様式	様式番号
条 項	書類の様式	様式番号					
条 項	書類の様式	様式番号					
[略]	[略]						
5 条例第64条の3第2項又は法附則第11条の4第1項	5 条例第64条の3第2項又は法附則第11条の4第1項 若しくは第4項						
[略]	[略]						
6 条例第62条第2項、条例第64条の2第4項、条例第64条の3第4項、条例第64条の4第4項、条例第64条の5第4項、条例第64条の6第4項、条例第64条の7第4項又は法附則第11条の4第2項	6 条例第62条第2項、条例第64条の2第4項、条例第64条の3第4項、条例第64条の4第4項、条例第64条の5第4項、条例第64条の6第4項、条例第64条の7第4項又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項						
7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、条例第64条の7第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項若しくは法第73条の27の3第3項において準用する場合を含む。）又は法附則第11条の4第2項	7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、条例第64条の7第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項若しくは法第73条の27の3第3項において準用する場合を含む。）又は法附則第11条の4第2項若しくは第5						

8 条例第64条の3第7項、 条例第64条の4第7項、条 例第64条の5第7項、条例 第64条の6第7項、条例第 64条の7第7項、法第73条 の2第7項又は法附則第11 条の4第2項	[略]
[略]	

様式第7号の2（第9条の2関係）

[略]			
自動 車	[略]		
	買主	[略]	
		住所（所在地）	
		主たる定置場所在地	
[略]			
[略]			

[略]

様式第41号（第25条関係）

[略]			
換価の 猶予（ 分納誓 約承認 ）事項	猶予した 徴収金	[略]	
	猶予する期間	年 月 日から 年 月 日 までの 年 月 日間	
	[略]		
[略]			
摘要			

[略]

様式第84号（第43条関係）

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。 ア・イ [略]
1～4 [略]

項	
8 条例第64条の3第7項、 条例第64条の4第7項、条 例第64条の5第7項、条例 第64条の6第7項、条例第 64条の7第7項、法第73条 の2第7項又は法附則第11 条の4第2項若しくは第5 項	[略]
[略]	

様式第7号の2（第9条の2関係）

[略]			
自動 車	[略]		
	買主	[略]	
		住所（所在地）	
[略]			
[略]			

[略]

様式第41号（第25条関係）

[略]			
換価の 猶予（ 分納誓 約承認 ）事項	猶予した 徴収金	[略]	
	摘要		
	猶予する期間	年 月 日から 年 月 日 まで	
[略]			
[略]			

[略]

様式第84号（第43条関係）

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。 ア・イ [略] ウ <u>地方税法附則第11条の4第4項（住宅性能向上改 修住宅の取得に係る不動産取得税の減額）</u>
1～4 [略]
5 <u>住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡した事実（ウに該 当する方は、記載してください。）</u>

[略]

様式第85号（第43条関係）

[略]

[略]
岩手県県税条例（以下「条例」という。）第59条第1項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予について申告します。 ア～ク [略]
[略]

[略]

ア～ク [略]

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。 ア～キ [略]
[略]

[略]

ア～キ [略]

住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡した年月日	・ . .
住宅性能向上改修住宅の譲渡を受けた個人が当該住宅を居住の用に供した年月日	・ . .

[略]

様式第85号（第43条関係）

[略]

[略]
岩手県県税条例（以下「条例」という。）第59条第1項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予について申告します。 ア～ク [略] ケ <u>地方税法附則第11条の4第5項（住宅性能向上改修住宅の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）</u>
[略]

[略]

ア～ク [略]

ケ 住宅性能向上改修住宅の取得

譲渡予定の住宅					
着工予定年月日	・ . .	完成予定年月日	・ . .	譲渡予定年月日	・ . .
構造	床面積		㎡		

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。 ア～キ [略] ク <u>地方税法附則第11条の4第5項（住宅性能向上改修住宅の取得に係る不動産取得税の還付）</u>
[略]

[略]

ア～キ [略]

ク 住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡した事実

住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡した年月日	・ . .
住宅性能向上改修住宅の譲渡を	・ . .

[略]

様式第108号 (第55条、第65条関係)

[略]		
登録番号		主たる定置場 所在地
[略]		
自動車税	免除する 取り消す期間 及び税額	年 月から 月分 円 年 月まで
[略]		

[略]

様式第112号 (第58条関係)

[略]			
滅失し、又は損 壊した自動車	主たる定置 場所在地		登録番号
	[略]		
代替取得した自 動車	主たる定置 場所在地		登録番号
	[略]		
[略]			

[略]

様式第113号 (第59条関係)

[略]

[略]

1～4 [略]

5 「エコカー減税」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。)

(1)～(3) [略]

(4) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+20% (JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費+50%) 達成ガソリン車 (乗用車、2.5 t 以下バス・トラック) (非課税) 4

(5) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10% (JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度

受けた個人が当該住宅に居住した年月日

[略]

様式第108号 (第55条、第65条関係)

[略]		
登録番号		
[略]		
自動車税	免除する 取り消す年度 及び税額	年度分 円
[略]		

[略]

様式第112号 (第58条関係)

[略]		
滅失し、又は損 壊した自動車	登録番号	
	[略]	
代替取得した自 動車	登録番号	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第113号 (第59条関係)

[略]

[略]

1～4 [略]

5 「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。)

(1)～(3) [略]

(4) 17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費+20%達成ガソリン車 (乗用車) (非課税) 4

(5) 17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費+10%達成ガソリン車 (乗用車) (20/100税率) 5

- 燃費+38%) 達成ガソリン車 (乗用車、2.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) 5
- (6) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準 (JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費基準+25%) 達成ガソリン車 (乗用車、2.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) 6

- (7) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (非課税) A
- (8) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) B
- (9) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) C
- (10) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) E
- (11) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+5%達成

- (6) 17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費基準達成ガソリン車 (乗用車) (40/100税率) 6
- (7) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車 (乗用車) (60/100税率) 7
- (8) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車 (乗用車) (80/100税率) 8
- (9) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+25%達成ガソリン車 (2.5 t 以下バス・トラック) (非課税) A
- (10) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+20%達成ガソリン車 (2.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) B
- (11) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車 (2.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) C
- (12) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車 (2.5 t 以下バス・トラック) (60/100税率) E
- (13) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車 (2.5 t 以下バス・トラック) (80/100税率) F
- (14) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (非課税) H
- (15) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) K
- (16) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) L
- (17) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (60/100税率) M
- (18) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) N
- (19) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+10%達成

ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) F

(12) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (非課税) H

(13) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) K

(14) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) L

(15) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) M

(16) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) N

(17) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (非課税) P

(18) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (20/100税率) R

(19) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (40/100税率) T

(20) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (20/100税率) U

ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) P

(20) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+5%達成
ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (60/100税率) R

(21) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+15%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (非課税) T

(22) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) U

(23) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) W

(24) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (60/100税率) X

(25) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) ア

(26) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) エ

(27) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成
ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (60/100税率) オ

(28) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+15%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (非課税) カ

(29) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (20/100税率) キ

(30) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (40/100税率) ク

(31) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (60/100税率) サ

(32) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (20/100税率) シ

(21) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (40/100税率) W

6 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記5の(1)から(11)まで、5の(17)から(21)までのいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」は「30万円控除」に、「40/100税率」は「15万円控除」に読み替える。また、5の(17)から(21)までについては、ディーゼルハイブリット車のみを対象とする。)

7 「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、5の(4)から(21)までのいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7 t 超3.5 t 以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち(2)に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。

(33) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (40/100税率) S

(34) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成
ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (60/100税率) SE

6 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記5の(1)から(20)まで、5の(28)から(34)までのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」は「35万円控除」に、「40/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、5の(28)から(34)までについては、ディーゼルハイブリット車のみを対象とする。)

また、「中古車特例」において、上記5の(4)から(13)までのうち、JC08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費+20%達成」は「22年度燃費+80%達成」に、「32年度燃費+10%達成」は「22年度燃費+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費+50%達成」に、「27年度燃費+10%達成」は「22年度燃費+38%達成」に、「27年度燃費+5%達成」は「22年度燃費+32%達成」に、「27年度燃費+25%達成」は「22年度燃費+57%達成」に、「27年度燃費+20%達成」は「22年度燃費+50%達成」に、「27年度燃費+15%達成」は「22年度燃費+44%達成」に読み替えるものとする。

7 「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、5の(4)から(34)までのいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7 t 超3.5 t 以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち(2)に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。

(1)～(3) [略]

8 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。(エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。)

(1)～(4) [略]

(5) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (8 t 超22 t 以下トラック) (350万円控除)
5

(6) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (22 t 超トラック、13 t 超けん引車) (350万円控除)
. 6

(7) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (5 t 超12 t 以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除)
7

(8) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (12 t 超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除)
8

(1)～(3) [略]

8 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。)

(1)～(4) [略]

(5) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (3.5 t 超8 t 以下トラック) (350万円控除)
. 5

(6) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (8 t 超20 t 以下トラック) (350万円控除)
6

(7) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (20 t 超22 t 以下トラック) (350万円控除)
7

(8) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (5 t 以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除)
8

(9) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (5 t 超12 t 以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除)
9

(10) ASV (車両安定性制御装置搭載車両) (3.5 t 超8 t 以下トラック) (350万円控除)
A

(11) ASV (車両安定性制御装置搭載車両) (8 t 超20 t 以下トラック) (350万円控除)
B

(12) ASV (車両安定性制御装置搭載車両) (20 t 超22 t 以下トラック) (350万円控除)
C

(13) ASV (車両安定性制御装置搭載車両) (5 t 超12 t 以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除)
E

(14) ASV (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5 t 超8 t 以下トラック) (525万円控除)
F

(15) ASV (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (8 t 超20 t 以下トラック) (525万円控除)
H

(16) ASV (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制

御装置搭載車両) (20 t 超22 t 以下トラック) (525
万円控除) K

(17) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制
御装置搭載車両) (20 t 超22 t 以下トラック) (350
万円控除 (平成28年11月1日以降)) L

(18) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制
御装置搭載車両) (5 t 超12 t 以下かつ乗車定員10人
以上で立席のないバス等) (525万円控除)
. . . M

様式第115号 (第59条関係)

[略]				
譲渡担 保財産 等	自動車	登録番号	取得年月日	主たる定置場所 所在地
		[略]	
[略]				

[略]

様式第118号 (第59条、第68条関係)

[略]		
免除を受けようとする期間	年度	[略]

[略]

様式第119号 (第59条、第68条関係)

[略]				
免除申 請税額 等	[略]			
	自動車 車税	免除を受け ようとする 期間	年 月 日から 年 月 日まで	[略]

[略]

様式第122号の2 (第65条関係)

[略]			
主たる定置場所在地		総排気量	[略]
[略]			

[略]

様式第122号の4ア (第65条関係)

[略]			
登録番号		主たる定置場所在地	
免除する 取り消す期間	年 月から 年 月まで	月分	円

様式第115号 (第59条関係)

[略]			
譲渡担 保財産 等	自動車	登録番号	取得年月日
		[略]
[略]			

[略]

様式第118号 (第59条、第68条関係)

[略]		
免除を受けようとする年度	年度分	[略]

[略]

様式第119号 (第59条、第68条関係)

[略]			
免除申 請税額 等	[略]		
	自動車 車税	免除を受け ようとする 年度	年度分

[略]

様式第122号の2 (第65条関係)

[略]	
総排気量	[略]
[略]	

[略]

様式第122号の4ア (第65条関係)

[略]	
登録番号	
免除する 取り消す年度	年度分

及び税額	
[略]	
[略]	
様式第125号の3（第67条の2関係）	
[略]	
年度	[略]
主たる定置場所在地	
修繕費①	[略]
[略]	
[略]	

及び税額	
[略]	
[略]	
様式第125号の3（第67条の2関係）	
[略]	
年度	[略]
修繕費①	[略]
[略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申告書等又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申告書等又は通知書については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。